

開会 午前 9時00分

◎開 会

○議長（板谷 信君） ただいまから、平成23年第3回川根本町議会定例会を開会いたします。



◎開 議

○議長（板谷 信君） これより本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（板谷 信君） なお、本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

今期定例会に説明員として町長以下関係者が出席しておりますので、御了承ください。

なお、本日は柳原義六代表監査委員に出席していただいております。後ほど、平成22年度一般会計及び特別会計決算審査について報告をしていただきたいと思います。



◎諸般の報告

○議長（板谷 信君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。

8月29日、町長から第3回定例会を招集告示した旨、通知がありました。

今期定例会は、お手元に配付のとおり、諮問2件、同意1件、議案5件、認定8件が町長から提出されております。

次に、監査委員から例月出納検査及び指定管理者監査の結果について報告がありました。

なお、内容については、お手元に配付のとおりです。

なお、中澤視察研修委員長から、議員行政視察研修について報告書の提出がありました。内容については、お手元に配付のとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。



◎行政報告

○議長（板谷 信君） 今期定例会招集について、町長から行政報告を兼ねましてごあいさつがあります。町長、佐藤公敏君。

○町長（佐藤公敏君） 皆さんおはようございます。久しぶりの晴れ間を見ることができました。

平成23年第3回定例会の開催をお願いいたしましたところ、全員の御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

9月3日から4日にかけて、大型で強い台風12号が、速度が大変遅いこともあって大量の雨を降らせ、各地に浸水被害や土砂災害をもたらしました。降り始めた8月31日から9月4日午後11時までの総雨量は、井川では1,004.5mm、本町では782.5mmという記録的な大雨となり、数カ所で土砂災害が発生しました。

台風が接近し通過していく中で、長島ダム管理所では降雨量から流入量を計算し、ダムの容量や下流地域の水位などを考え放流量を調整するという洪水調節を行っておりましたが、長島ダムの想定を超える流入が予想される状況になったことから、4日午後8時ごろから、ただし書き操作に移行したい旨の連絡を受けました。ただし書き操作というのは、長島ダムは洪水調節、流水の正常な機能の維持、かんがい用水及び上水道用水の供給を用途とする多目的ダムですが、長島ダム操作規則では、第3条で、ダムに流入する流水が毎秒900m³を超える場合の当該流水を洪水と規定し、第4章洪水調節等、第15条洪水調節に、ダム管理所長が行う洪水調節の方法を定めておりますが、そこに「ただし、気象、水象その他の状況により、特に必要があると認められる場合においては、この限りではない」という文言があり、これがいわゆる異常洪水時防災操作というもので、具体的には流入量と放流量を等しくするというものであります。

この、ただし書き操作、異常洪水時防災操作に入るということは、堤防を越えて水があふれ浸水する家屋や冠水する農地が広範囲に発生する危険性が生じたことを意味することから、浸水が心配される家屋をマップに落とし、関係する区長さんに状況を説明すると同時に避難の勧告をいたしました。その後、幸いにも雨量が減少し、それに伴ってダムへの流入量も減少したことから、ただし書き操作、異常洪水時防災操作を行う必要がなくなり、洪水に係る避難勧告は解除されることになりました。

この台風12号により、崎平区の富沢地区等への道路が一部決壊し、現在孤立状態となっておりますが、この状態からできるだけ早く抜け出すことができるよう対応していかなければならないと考えているところであります。そのほかにも土砂災害が数カ所で発生しておりますが、被害は最小にとどめることができたと考えております。

8月23日、いやしの里診療所の管理者をお願いしておりました高木先生が急逝されました。竹内先生が退職され、1月から3月までを島田市民病院と県立総合病院の御理解と御支援により診療を行い、4月からの診療継続が難しくなっていた中で、高木先生御自身は病の身でありながら快く管理者をお引き受けくださり、何とか、いやしの里診療所として診療を継続

することができておりましたが、急逝により休診のやむなきに至りました。高木先生には本当にお世話になりました。心からお悔やみを申し上げますとともに、御冥福をお祈りするものであります。

いやしの里診療所につきましては、できるだけ早い再開に向けて、医事新報などに医師募集の広告を掲載したり、あるいは各方面に様々な形でお願いをしているところであります。

8月10日に政府が発表した経済月例報告によりますと、景気は東日本大震災の影響により依然として厳しい状況にあるものの持ち直しているとして、7月の判断から上向きに修正しております。これは、東日本大震災で打撃を受けた部品の供給網、いわゆるサプライチェーンが急ピッチで復旧していることから、企業の生産や輸出で回復が進んでいると判断したものであります。先行きについては電力供給に制約や、原子力災害の影響、海外景気の下振れ懸念に加え、為替レート、株価の変動等によっては景気が下振れするリスクが存在する。また、デフレの影響や雇用情勢の悪化懸念が依然として残っていることも注意が必要であるとし、先行きについては為替レートや株価の変動を今後の下振れリスクとして新たに引き上げております。

このように先行きに大きな不安を残しながらも、我が国経済は少しずつ持ち直しつつあるということではありますが、私たちの地域は非常に厳しい状況に置かれております。

8月24日には、商工会長とともにケーブル・テクニカ株式会社を訪ね、最近の生産状況等についてお話を伺う機会を得ました。リーマンショック、東日本大震災という大きなショックを受け、さらにアメリカ経済の影響を受けて急激な円高が進む中で、生産の一部を他の関連工場に移したものもあるようですが、同社独自の技術もあることから、新しい部品製造にも既に着手するなど、現在協力企業も含めて420名の従業員を雇用して経営の安定に努めております。今後とも現在の雇用を維持していきたいというお話でありました。

また、7月19日から20日にかけての台風6号では、井川から長島ダムにかけての地域で大きな雨量がありましたが、昭和51年には台風で工場に浸水し大きな被害を受けたこともあり、大変な御苦勞をされたことがよみがえったようでありました。工場内の製造機器も、当時の機器とは違って電子化されており、浸水を受けると使い物にならなくなってしまい、万一浸水するような事態が発生すると、それは会社にとっての重大な事態を意味するというお話もされておりましたので、今回の12号台風による長島ダムが異常洪水時防災操作に入るかもしれないという連絡をいただいたときには、大きな驚きを覚えると同時に深刻な事態が想像され、大変心配もいたしました。深刻な事態が避けられ、ひとまず安堵しているところであります。

リーフ茶への需要減退、昨年の凍霜害、そして福島第一原発に伴う放射性物質による汚染など、暗い話題が多かった茶業界であります。このたび全国茶品評会10kg煎茶の部において、1等1席、2席、3席を独占するという快挙をなし遂げました。1等1席の土屋さん、2席の丹野さんが農林水産大臣賞に輝き、川根本町が産地賞を受賞することになりました。

農林水産大臣賞を受賞されることになったお二人をはじめ、入賞された皆様に心からお祝いを申し上げますとともに、川根茶というブランドを維持しようという強い思いをお持ちになって、今回全国茶品評会に出品された全員の皆様、そして、それを支えていただいた関係機関、地域の皆様に心から感謝を申し上げます。

10月7日から10日にかけての4日間は、国土交通省の家族の時間づくり推進事業として行うSLフェスタを島田市と共同開催いたします。様々な催しを計画しておりますが、地域の皆様に楽しんでいただくことももちろんであります。観光入り込み客が減少し、宿泊客が大幅に減少している中でありますので、皆様方の御協力をいただき、成功させることによって再生の糸口にしたいと考えております。

また、マザーズハート財団という国連に関係した財団がありますが、国連の大切さを啓蒙活動する国連の友の承認のもと、ともだちプロジェクトを立ち上げ、そのプログラムの一つとして全国100カ所を目標に、地域主体によるNIPPONまつりLIVEの開催を決め、その第1回目として、本町の長島ダム特設会場で行うことに決定したとの報告をいただきました。マザーズハート財団は、将来を担う子供たちを健全に育成するためのサポートをするとともに、社会的弱者と言われる人々の社会的地位、社会的進出、そして経済的向上をサポートすることを目的とする財団であります。

東日本大震災後、国を挙げて被災地の復旧・復興に向けて取り組んでおりますが、マザーズハート財団では、インフラや産業の復旧・復興の陰で軽視されがちな心のケアに焦点を当て、長期間かかる心の復旧・復興を支援しようということから今回のプロジェクトを立ち上げたと同っております。NIPPONまつりLIVEに出演するタレントはコロケさんに決定しているとのことであり、ライブは有料となりますが、4,000人規模のイベントとしたいということでもあり、相当なにぎわいが期待できます。

静岡県内の山間過疎地域を会場にと開催地の検討を行っていたようですが、このたびの急な決定となりました。地元として協力を求められる部分もあろうかと思いますが、今のところ広報などの協力やチケット販売の協力は求められておりますが、それほど過大な協力要請はなく、最終収益は全額開催自治体に寄附され、子供たちの交流資金に生かされるということでもあり、5年間は継続されるということでもあります。

急な決定で、細部については私自身十分把握しておりませんが、日程も迫っており、わかり次第報告させていただきたいと思っております。これも町をアピールする大きなチャンスだと思っておりますので、よろしく願いいたします。

町が取り組んでいる大きな事業として、情報通信基盤整備事業がありますが、この事業に対して賛否を問うための住民投票条例の設置の直接請求の書面が9月2日、選挙管理委員会に提出されました。町としては、将来にとって極めて重要な社会資本整備として進めてまいりましたが、十分な御理解がいただけないまま今回のこのような事態に至ったことは残念でもあります。反省すべき点もあろうかと思っております。

署名簿を見せていただき、その上で現在計画している情報通信基盤整備についての是非を問う住民投票の必要性について検討させていただきたいと考えております。住民の皆様の思いを真摯に受けとめさせていただきたいと思っております。

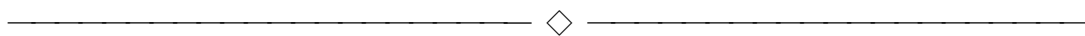
9月2日には野田新内閣が発足いたしました。党内融和、野党との連携などに配慮しながらも、どじょう内閣として泥臭いながらも、震災後の非常時を乗り切っていこうとの思いを込めてスタートした内閣だと思っておりますので、ねじれ状態の国会運営が続きますが、まずは被災地の復旧・復興、そして外交、安全保障、経済の立て直しなど、山積する諸課題に取り組んでいただきたいと思います。また、地域主権改革を唱えてきた政権であります。何のための地方分権なのか、見えなくなってきました。地域あってこそこの国という考えに立って真の地方分権を進めていただきたいと思います。

私たち末端の自治体も、PDCAのサイクルが回るようにするためにも、具体的な政策目標を掲げるように努めなければなりません。そして、社会救済的支援政策から経済的産業政策に転換していかなければならないとも考えます。産業振興には、住民の皆様とともに地域の特性を見極め、伸ばしていくというプロセスが欠かせません。住民の皆様とともに地域のポテンシャルを探り、その利活用を考える、そういうプロセスの中にこそ地域再生、産業振興の方向があるのではないかと考えます。

野田新内閣に期待するとともに、分権改革は地域自らが住民と行政のパートナーシップを構築しながら推進していかなければならないことを肝に銘じて、今後とも努力していきたいと考えるものであります。何とぞ御指導のほどよろしくお願い申し上げます。

本日御審議いただくのは、諮問2件、同意1件、財産の取得1件、町道路線の認定1件、補正予算3件、決算認定8件であります。御審議の上、御採択いただきますようお願い申し上げます。行政報告にかえさせていただきます。ありがとうございました。

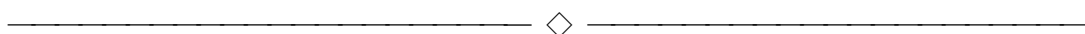
○議長（板谷 信君） 御苦労さまでした。



◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（板谷 信君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、1番、中野暉君、2番、太田侑孝君を指名します。



◎日程第2 会期の決定

○議長（板谷 信君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月21日までの16日間にしたいと思います。

御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(板谷 信君) 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月21日までの16日間に決定しました。



◎日程第3 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長(板谷 信君) 日程第3、諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(佐藤公敏君) 諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

議案1ページをごらんください。

人権擁護委員は法務大臣から委嘱されるものでありますが、候補者につきましては人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市町村長が議会の意見を聞いて推薦することになっております。

川根本町の人権擁護委員は4名であります。このうち、澤本文男氏が平成23年12月31日をもって任期が満了となりますが、引き続き澤本氏を推薦したくお諮りするものでございます。

澤本文男氏は、昭和23年1月23日生まれ63歳で、平成20年12月31日から人権擁護委員に就任され、1期目で確実にその任に当たられ、御活動をいただいております。引き続き委員に推薦したく、御同意をお願いするものです。

以上、人権擁護委員候補者の推薦について、説明を終わります。

よろしく御審議の上、御同意くださいますようお願いいたします。

○議長(板谷 信君) 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(板谷 信君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案は人事案件でありますので、申し合わせにより討論を省略します。

これから、諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案による者を適任と認めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(板谷 信君) 異議なしと認めます。

したがって、諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦については、原案による者を適任と認めることに決定しました。



◎日程第4 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長(板谷 信君) 日程第4、諮問第4号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(佐藤公敏君) 諮問第4号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

議案2ページをごらんください。

人権擁護委員は法務大臣から委嘱されるものでありますが、候補者につきましては人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市町村長が議会の意見を聞いて推薦することになっております。

川根本町の人権擁護委員は4名であります。このうちの1名が平成23年12月31日をもって任期が満了となり、退任されることとなりました。今回新たに下原泰氏を推薦したくお諮りするものでございます。

下原泰氏は、昭和24年12月19日生まれの61歳で、長年にわたり民間企業で活躍され、退職後も温厚で誠実な性格により地域の皆さんの信頼も厚く、その職務を公正に行うに十分な資質を備えており、適任と考えますので推薦したく、御同意をお願いするものです。

以上、人権擁護委員候補者の推薦について、説明を終わります。

よろしく御審議の上、御同意くださいますようお願いいたします。

○議長(板谷 信君) 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(板谷 信君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案は人事案件でありますので、申し合わせにより討論を省略します。

これから、諮問第4号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案による者を適任と認めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(板谷 信君) 異議なしと認めます。

したがって、諮問第4号、人権擁護委員候補者の推薦については、原案による者を適任と認めることに決定しました。



◎日程第5 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長(板谷 信君) 日程第5、同意第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(佐藤公敏君) 同意第1号、川根本町固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由の説明を申し上げます。

議案3ページをごらんください。

地方税法の規定により、固定資産課税台帳に登録された事項に関する不服審査等の事務を行う機関として固定資産評価審査委員会が設置されております。

この委員会は、3名の委員からなっており、このうちの相藤令治氏が平成23年10月25日をもって任期満了となり、退任されることになりました。ついては、同委員の後任として藤田至氏を議会の同意を得て選任したく、提案するものです。

藤田氏は、昭和25年2月21日生まれの61歳、町職員として活躍いただきましたが、そのうち11年間にわたり税務事務を経験し、固定資産の評価等について十分な経験、知識を有していることから、委員として適任であると考えます。なお、任期は平成23年10月26日から平成26年10月25日までの3年間となります。

以上、よろしく御審議いただき、御同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長(板谷 信君) 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(板谷 信君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案は人事案件でありますので、申し合わせにより討論を省略します。

これから、同意第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、同意第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。



◎日程第6 議案第27号 財産の取得について

○議長（板谷 信君） 日程第6、議案第27号、財産の取得についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第27号、財産の取得について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成23年度へき地医療施設設備整備促進事業本川根診療所一般X線撮影システム購入に係る財産の取得について議決を求めるものであります。

本事業につきましては、去る8月31日に5社をもって指名競争入札を実施いたしました。その結果、静岡トスメック株式会社が落札し、契約金額2,100万円で物品売買契約を締結し、財産の取得をしようとするものであります。

納期につきましては、議決の日の翌月から平成23年10月31日を予定しております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

入札が行われた日、それから予算額、入札予定額、それから入札結果、それから入札状況及び予算額や入札予定額の積算方法を求めます。

それから、2点目ですけれども、これまでも購入費が1,500万円を超えるもので、今年度においても高規格救急車や町営バスせせらぎ号があったわけですが、全協での説明では、議会にかからなかった理由は、内部の改装とか装備など含めた価格なので議会の議決を求めなかったというふうな説明がされました。

私は、本体価格が1,500万円を超える場合は当然議会にかけるべきだと思うんですけれども、この2件について、それぞれ本体価格が幾らだったのか。1,500万円以下だったのかどうかお答えをお願いします。

○議長（板谷 信君） 総務課長。

○総務課長（柴田光章君） それでは、質問にお答えします。

X線撮影システムの購入に関する入札の関係でございますけれども、入札日8月31日でございます。予算額2,205万円ということでございます。入札の予定価格2,100万円。結果としまして2,100万円ということでございます。入札の状況は指名5社で行っております。

次に、高規格救急車とか町営バスの本体価格の御質問でございますけれども、設計金額は公表しておりませんので、明確なお答えはできませんけれども、御質問の2件の本体価格は、いずれも1,500万円以下となっております。

以上でございます。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 答弁が漏れていますけれども。

○議長（板谷 信君） 総務課長。

○総務課長（柴田光章君） 入札予定価格の積算関係でしたでしょうか。

○議長（板谷 信君） 漏れている部分、もう1回。

○10番（鈴木多津枝君） 積算価格は、設計価格は言えないという答弁だったんですよね。

どういうふうな積算をしたのか、その方法は、ある程度答弁できるかと思うんですよ。全くわからないものを予算に上げたり、予定価格に上げたりできないわけですから、何か、どういうところからそういう金額を求めたのかということの説明していただきたいです。

○総務課長（柴田光章君） すみません、この件につきましては、入札の執行担当課ということで、今まで総務課の方でお答えしましたけれども、そういった積算の内容につきましては担当課の方が積算の担当をしておりますので、生活健康課の方に答弁を移らせていただきたいと思います。

よろしくをお願いします。

○議長（板谷 信君） 生活健康課長。

○生活健康課長（栗原 卓君） 見積書によりまして積算をしております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 副町長。

○副町長（小坂泰夫君） 私、指名委員会の委員長ということでお答えをさせていただきたいんですけども、当然こういう入札関係については指名委員会を経て、それから入札等に至るわけでありまして、あくまでも見積もり等について適正に行われるかどうか、これは状況によっては、メーカーからの見積もりをとるというような場合、それから業者等にとる場合は複数の業者からとる、原則的には3社以上からとるというような、一応基準をもって当たっておりますので、これは入札に際し公平になるようにということをまず原則として指名委員会では注意して指示をしておりますので、御了解いただきたいと思います。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） どこから見積書をとったのかということがわからないですね。私、あと1回しか残ってないもんですから。

大きな疑問は、今回議会にかけられたということは、入札の公平さというんですか、公正さというんですか、そういうものを審議を求められているんだと思うんですけども、私が調べたところによると、予算額が2,205万円と言われましたよね。それで、予定価格が2,000

万円で、それから落札、あ、税込みで2,100万円、落札額も税込みで2,100万円、同額なわけですね。入札の状況をお聞きしましたけれども、何も答えがなかったですね、このことについて。入札結果表を見て初めてわかったのは、1回目、5社と言いましたけれども、5社のうちの1社も辞退していますし、指名した会社の1社も辞退していますし、それから、2回目は、残りの3社も辞退して、結局1社しか、この静岡トスメック株式会社、ここしか残らなくて、結局それでも予定価格より高かった、2回目の示した額が。そのために3回目ということで随契をして、2,000万円にしてもらったという、税抜きで2,000万円の随契をしたということですよ。そういうことがなぜ答弁されないのか、入札状況をお聞きしても。どういう形で聞けばそういう答弁がされるのか、非常に私たちに対して、議会に対して、何を審議したらいいのかわからないんですよ。工事請負契約もそうですけれども。議会にかけるからには、きちんとした情報を示していただきたいと思うんです。これは、ちょっと質問ではないですけども、今の答弁が非常に不十分であるということ、1つ指摘をします。今後は、議員がちゃんと提案にこたえられるような審議ができるように説明をいただきたいと思えます。

それと、なぜ3社が、1回目は1社が辞退して、2回目は3社が辞退して、結局この会社だけが残ったのか。要するに町が予定価格を物すごく低く、物すごくというのか、とてもほかの業者が耐えられないような金額で設定していたのかどうか。見積もりをとったということですよ。その見積もりをとったところがどこなのか、そういうことをきちんと報告して、説明していただきたいんですけども、お願いいたします。

○議長（板谷 信君） もう一度入札の経過について、今10番議員から言われた部分のところを詳しく説明をお願いします。総務課長。

○総務課長（柴田光章君） 説明が不足しておりまして、申し訳ございません。

入札の状況、先ほど指名5社で行ったという簡単な御答弁になりまして、申し訳ございません。

内容でございますけれども、議員がおっしゃられますように、うち1社が辞退しております。したがって4社の入札ということになりました。それで2回入札を行いましたけれども、その結果不調となりました。最終的には最低価格社との随意契約に移って、随意契約による、税込みで2,100万という金額に決定したという状況でございます。

以上です。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 今の答弁も、私が言ったこととはちょっと違ってきますよね。

2回入札が行われたけれども不調に終わって、最終的に最低価格の業者と契約をしたと、今答弁言われましたよね。だけど2回行われたうちの1回は、1回目は確かに入札したけれども、2回目はもうほかの会社はみんな辞退しているんですよ、ここ以外は。そのことは答弁できないんですか。私が言っている方が間違っているのでしょうか。

○議長（板谷 信君） 総務課長。

○総務課長（柴田光章君） 確かに入札参加の4社のうち、2回目につきましては3社が辞退という状況でございました。

○10番（鈴木多津枝君） それと、答弁漏れがありますよ。こういう、入札予定価格……。

○議長（板谷 信君） じゃ、2回目はもう入札ないということ。

もう1回正確に。

○総務課長（柴田光章君） 私、直接その入札にかかわっておりませんので、その状況というのは説明できない部分がありますけれども、一般的に入札について御説明を申し上げますと、本町の入札は2回をもって入札をするということ、そういう入札方法をとっております。

1回目の入札をしまして、予定額に至らない場合、この場合は、再度、もう一度その業者によってしていただくわけですが、その2回目については、1回目の入札価格の最低価格を、これ以下をもって入札をしていただくということになりますので、それに、あの、そこへ変更して入札はできないということがあれば、当然辞退をするということは想定をされます。いわゆる1回目の入札の最低価格を、応札、ですから入札を入れた、その価格以下が2回目の入札価格ということになりますので、それによって辞退ということは当然考えられます。

2回目の入札をそこで行って、ほかの辞退があっても、1社であれ入札があれば、2回目の入札は執行されたということになります。2回目の執行の中で一番の最低価格、当然ほかになくても、その価格社といわゆる協議をするということになっております。協議の中で、予定価格まで、予定価格は示さないですけれども、どこまで下げられるかということ、協議をその入札者にしまして、その入札価格までに下げられない、いわゆる入札価格まで至らないということになりますと、その入札は成立しないということになります。

ただ、業者によって、その協議、業者方から2回目、いわゆる予定価格以下の金額が示された場合は、そこで入札以降に、その価格が成立したということに至るということになっております。

○10番（鈴木多津枝君） さっきの答弁漏れもありました。

○議長（板谷 信君） 答弁漏れのところ指摘して。

○10番（鈴木多津枝君） 見積もりをどういう会社からとったのか。

○議長（板谷 信君） 入札価格を決定するに至っての見積もりの部分のところをもう一度説明。生活健康課長、説明をお願いします。

○生活健康課長（栗原 卓君） 見積もりは、静岡市清水区の西村医療器株式会社からとっております。

以上です。

○議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。9番、市川君。

○9番（市川昌美君） 通告してありませんけれども、3社がおりましたということですが、

1 回目の入札のときは高どまりで不調になったと言わないですか、いわゆる入札の結果。1 回やって、そのときの、もちろん最低価格が出ますよね。その価格は大体どのぐらいだったんですか。

○議長（板谷 信君） 総務課長。

○総務課長（柴田光章君） 質問にお答えします。

第 1 回目の最低価格でございますけれども、2,050万でございます。

○議長（板谷 信君） 9 番、市川君。

○9 番（市川昌美君） それは、町の予定価格とかなり違うという数字じゃないですか。ですから、この問題、僕もまだ通告もしてないもんですから、どうも入札の関連の問題、私たちもわからないもんですから不信感があります。あといろんな業者指名の問題でも。これはまた後ほどにして、これで終わらせていただきます。

○議長（板谷 信君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） なければ、これで質疑を終わります。町長。

○町長（佐藤公敏君） 先ほどの提案理由の説明の中で、「納期につきましては議決の日の翌月から」と申し上げたようですけれども、「翌日から平成23年10月31日を予定しております」ということに訂正させていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（板谷 信君） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第27号、財産の取得についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立多数です。

したがって、議案第27号、財産の取得については、原案のとおり可決されました。



◎日程第7 議案第28号 町道路線の認定について

○議長（板谷 信君） 日程第7、議案第28号、町道路線の認定についてを議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第28号、町道路線の認定について、提案理由の説明を申し上げます。

す。

議案5ページをごらんください。

この路線は、高郷区の中心部に位置し、周辺は家屋が密集していますが、救急車等の緊急車両が進入できる道路が現在なく、地域住民は長年不安を抱えてきたという状況にありましたが、今回不安解消のため道路新設の強い要望が高郷区からございました。このため、要望箇所の調査を実施し、検討をした結果、町道高郷中央線に接続する町道支線として整備していきたいと、道路法第8条第2項の規定により町道路線として認定の議決を求めるものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第28号、町道路線の認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第28号、町道路線の認定については、原案のとおり可決されました。



◎日程第8 議案第29号 平成23年度川根本町一般会計補正予算
(第3号)

○議長（板谷 信君） 日程第8、議案第29号、平成23年度川根本町一般会計補正予算、第3号を議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第29号、平成23年度川根本町一般会計補正予算、第3号の概要に

ついて説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億905万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58億2,666万8,000円としたものであります。

第2表では、債務負担行為について、新たに事業を追加したいものであります。

第3表では、地方債の追加と限度額について補正をしたいというものであります。

今回の補正は、地域自治会振興事業に伴う各地区集会所の修繕工事経費、防犯灯補助金の増額、いやしの里診療所への繰出金、林道災害復旧事業費、林道・町道・治山工事費の追加が主なものです。

それでは、事項別明細書により歳出から説明をさせていただきます。

事項別明細の一般11ページからごらんください。

第2款総務費、第1項総務管理費は437万5,000円の増額です。自治会振興費は6地区の集会所修繕に係る修繕費、工事費、補助金と八中地区の掲示板改修工事費です。庁舎管理費は、本庁舎の冷蔵庫が老朽化により故障が多いため購入するものです。諸費は、防犯灯の補助金の追加です。

第4款衛生費、第1項保健衛生費は1,083万2,000円の増額です。予防費は、当初高齢者用肺炎球菌ワクチン接種について償還払いを予定し、扶助費に計上しておりましたが、町内の医療機関と委託契約ができたため、一部を委託料へ変更するものです。診療所管理費は、いやしの里診療所において、現在常勤医師が不在のため、週3日を派遣医師で対応しているための経費について、特別会計の補正を行うことによる繰出金です。飲料水供給施設費は、8月の雷被害による坂京・洗沢飲供施設修繕費をお願いするものです。

第6款農林水産業費、第1項農業費は177万円の増額です。これは、原発事故による放射能被害対策活動20件分を町産業振興関係団体活動費補助金として追加、環境に配慮した農業の推進として、環境保全型農業直接支援対策補助金を追加するものです。自然休養村運営費は、管理センターの非常用階段設置と、耐震診断委託料の追加をお願いするものです。第2項林業費は4,038万円の増額です。これは、林業生産基盤整備事業として、森林組合おおいがわが購入する機械への補助金、台風等の災害に備えた林道維持管理委託料、重機借り上げ料、林道塩野線の測量設計費及び林道小河内線をはじめとした林道4路線の工事費と積算システムプリンター購入費、治山工事2カ所の工事費をお願いするものです。

第7款商工費、第1項商工費は176万8,000円の増額です。これは、もりのくに施設の電気設備等の修繕費用を計上するものです。

第8款土木費、第2項道路橋りょう費は350万円の増額です。これは、町道小森線修繕工事と町道高郷中央支線改良工事に伴う用地測量分の追加をお願いするものです。第3項河川費は100万円の増額です。これは、大沢川、前城沢川の河床修繕です。第4項住宅費は180万円の増額です。これは、大島団地、桑野山団地、地名若者住宅における天井・壁・外階段修

繕、シロアリ駆除費用をお願いするものです。

第9款第1項消防費は216万3,000円の増額です。これは、青部地区の癒しの里づくり事業に伴い、既設の消防用ホース乾燥柱の移設が必要となったため、その費用と、東日本大震災への支援に備蓄の毛布を送ったため、その補充の費用を計上するものです。

第10款教育費、第5項保健体育費は16万3,000円の増額です。これは、学校給食共同調理場の複写機が故障のため複合機の購入をお願いするものです。また、購入については5カ年の債務負担をお願いするものです。

第11款災害復旧費、第1項農林水産施設災害復旧費は3,950万円の増額です。これは、台風6号による災害のための経費です。林道大札線、藤川線の工事費、5路線の測量設計費と応急復旧委託料、重機借り上げ料をお願いするものです。第2項公共土木施設災害復旧費は200万円の増額です。台風等による災害復旧のための重機借り上げ料の追加をお願いするものです。

続きまして、歳入について説明いたします。

事項別明細の一般7ページをごらんください。

第9款、第1項地方交付税は2億7,512万3,000円の増額です。

本年8月に普通交付税が決定し、本町分は23億7,512万3,000円の交付となります。今回で全額計上となります。

第11款分担金及び負担金、第2項負担金は74万2,000円の増額です。これは、町有施設である3地区の集会所修繕工事に係る負担金です。

第14款県支出金、第2項県補助金は1,945万円の増額です。これは、農林水産事業費として環境保全型農業直接支援対策補助金、林業生産機械購入に係る中山間地域林業整備事業補助金です。消防費は、東日本大震災への支援物資補充として購入する毛布への補助金です。災害復旧費は、林道大札線、藤川線災害復旧工事に係る補助金です。

第17款繰入金、第1項特別会計繰入金は109万5,000円の増額です。これは、前年度の介護保険事業特別会計への一般会計繰入金について、実績に基づき繰入金として精算するものです。第2項基金繰入金は1億3,849万3,000円の増額です。これは、今回の補正による一般財源の調整による財政調整基金の減額、林業生産機械購入に係る林業振興基金の取り崩しです。

第18款繰越金、第1項繰越金は273万4,000円の増額です。これは、前年度歳計剰余金の一部を計上するものです。

第20款町債、第1項町債は5,160万円の減額です。これは、普通交付税決定に伴う臨時財政対策債の発行可能額の決定による減額です。災害復旧費は、林道大札線、藤川線に係るものです。

第2表債務負担行為補正につきましては、一般3ページをごらんください。

学校給食共同調理場の複写機更新に伴い、事務用複合機の賃貸借契約をお願いするものです。

第3表地方債補正につきましては、一般4ページをごらんください。

林道2路線の災害復旧事業に係る地方債840万円の追加と、臨時財政対策債の起債限度額を2億9,000万円に減額補正するものです。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 先ほどの説明の中で、これは第17款繰入金の第2項基金繰入金の説明でございますけれども、1億3,849万3,000円の増額と申し上げたようですが、減額の誤りですので訂正させていただきます。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） すみません、もう一つ訂正がございます。

第8款土木費、第2項道路橋りょう費は、350万円の増額と申し上げたようですが、330万円の増額の誤りでございますので、訂正させていただきます。よろしく願いします。

○議長（板谷 信君） 町長の説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

通告に従いまして、1点目からお願いいたします。

11ページの2款1項8目自治会振興費のところの386万8,000円の補正なんですけれども、集会所の修繕費で上げてありますけれども、どの地区で幾らの工事費なのか、それぞれの地元名と町の負担額、地元の負担額が幾らになるのかをお答えいただきたいと思います。

それから、2点目ですけれども、13ページの6款1項9目自然休養村運営費の方の耐震診断委託料の103万円についてですけれども、千頭駅前の管理センターを、説明では築30年近いといいますか、古いということで、鉄筋コンクリート3階建ての建物ですけれども、これを耐震診断すると、結果が、予測されるのは、出た場合に、大変大きな、大がかりな補強工事が必要になるのではないかなという予測もされるわけですけれども、そのような場合にはどうするお考えかお聞きいたします。

それから、3点目ですけれども、9款1項3目消防施設費です。すいません、ページ数は15ページです。

15節の工事請負費58万8,000円ですけれども、消防のホースをかけて乾燥させる柱の移転工事費という説明ですけれども、柱を移転させるのに、どんな柱かちょっと想像もつきませんけれども、58万円というのが私には何か金額が大きいような気がするんですけれども、工事の内容、材料など、どういうものを考えているのかお聞きいたします。

それから、16ページの9款1項4目の災害対策費、11節の消耗品費157万5,000円について、説明でも東日本大震災の方へ供出した毛布を補充するというので、500セット分とのことですけれども、1,000セットを供出して、500セットはもう既に補充して、残りの500セット

を補充するということですのでけれども、1枚1枚真空のようなパックというんですか、圧縮包装されている状態なのかどうか。どこへ何枚ずつ備蓄するのか。今までの分も含めてどういうふうに備蓄していくのか。それから、地区の集会場へも分けてほしいという声を聞くんですけども、そのことについてどのように考えておられるのかお聞きいたします。

また、これは議案外ですけれども、6月の補正で、お米の備蓄米を補正予算で取りましたけれども、どういうふうに備蓄するのかということでもかなり議論になりましたけれども、どのようにしているのかお聞きいたします。

それから、通告はそれだけなんですけれども、先ほどの町長の説明で、ちょっと私が調べた、担当課長との説明とちょっと違うなということで、また再度、1回目は通告したんですけども、2回目もう要らないかと思って取り下げたもので、16ページの10款5項4目の学校給食施設費のところでは16万3,000円の使用料及び賃借料が計上されているんですけども、この説明で、町長は故障のため複合機の購入を5年間の債務負担行為で行うというふうに説明を、今説明をされました。全協でも同じ説明だったものですから、担当の課長に昨日お聞きしたら、この金額は、今年度の、購入するのではなくて、リースの借り入れ料だということで、これは今年度の不足額だというふうな説明だったような気がするんですけども、ちょっと説明が違うもんですから、そのところを確認したいと思います。

以上です。

○議長（板谷 信君） 説明を求めます。総務課長。

○総務課長（柴田光章君） それでは、質問にお答えします。

総務課の所管の部分を順次行います。

最初に、自治会振興費の関係でございます。修繕費と工事請負費につきましては、町有施設の関係のものでございます。修繕費ですけれども、上長尾地区でございます。18万8,000円のうち、区の負担は2分の1ということでございます。

それから、工事請負費ですけれども、3地区でございます。168万7,000円になりますけれども、まず梅地公民館、98万7,000円の事業費で、区の負担は2分の1でございます。それから、下長尾の集会場でございます。31万1,000円の事業費で、これも区の負担は2分の1でございます。次に、八中の掲示板でございますけれども、38万9,000円の事業費、これにつきましては町が当初区の負担なく立ったということの経緯もございまして、今回は区の負担はございません。

それから、コミュニティー施設整備の補助金の関係です。これは、地区所有の施設に対するものでございますけれども、前山地区の区の会館でございますけれども、31万円の事業費でございます。町の補助は2分の1ということでございます。柳三地区の集会所は16万6,000円の事業費で、町の補助は2分の1でございます。千頭東地区の区の会館でございますけれども、263万2,000円の事業費で、町の補助は3分の2でございます。

次に、消防施設費の関係です。これは、青部地区にあります鋼鉄製のホース乾燥用の柱の

移設でございます。全長14.4mのものでございます。地上高でいくと12mということがございますけれども、移設に当たりまして基礎部分の解体及び移設先の基礎工事関係、それからクレーンによる移動、それから高所作業車による調整、そういったものの経費が主なものでございます。

次に、災害対策費の関係でございます。まず、包装でございますけれども、真空パックの包装になります。これは水分率を1%以内に保って10年間同じ状態を保つというような機能、そういう形でございます。保管場所でございますけれども、中川根地内に町の防災倉庫がございますけれども、収納スペースも考えて、当座につきましては中川根地内の防災倉庫に保管する予定でございます。

それから、地区集会所への支給ということの御意見でございますけれども、現在、来年度当初予算に向けて、毛布等の地区配備、それから非常食の関係もございます。それに保管するための防災倉庫の整備とあわせて検討している状況でございます。

それから、6月の補正の米の備蓄でございます。これにつきましては、現在米穀販売業者との協議を進めさせていただいているところでございます。購入契約の方法につきまして、保管の関係、緊急時の即対応が可能かどうかとか、いろいろ町が希望する条件面について対応が可能かどうか、細部にわたって内容を詰める必要がありますので、少し時間をかけておりますけれども、協議を続けていく考えでございますので、御理解いただきたいと思っております。

総務課は以上でございます。

○議長（板谷 信君） それから、産業課長。

○産業課長（澤本勝美君） 13ページの自然休養村運営費の関係の補強工事に関してでございますが、自然休養村管理センターは昭和54年度建築され、鉄筋コンクリート造3階、延床面積582.6㎡の建物です。耐震補強工事は、耐震診断の結果により、設計費、補強資材等から工事費を積算しますので、大がかりな工事になるかは耐震診断の結果により、今後検討し、指定管理者、施設利用団体とも協議をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（板谷 信君） もう1点。通告なしで聞いた部分のところの答弁も、あれば説明、答弁をお願いします。教育総務課長。

○教育総務課長（中澤莊也君） それでは、鈴木議員の質問についてお答えを申し上げます。

現在、学校給食共同調理場で使用しております複写機は、施設の建設時の平成14年1月に導入したもので、以来9年余りを経過したものでありますが、昨年度から頻繁に故障が発生し、本年7月には数回使用が困難な故障が生じております。現状も、いつ使用が困難になっていってもおかしくない状態でございます。今回の補正は、複写機本体を5年間の賃貸契約により導入するものであり、複数年度にわたる賃貸借契約のため債務負担行為の承認が必要となるものでございます。債務負担行為の金額につきましては、賃貸借料の平成24年度から平成28年度分の相当額を計上させていただいております。

補正額は、平成23年度までの賃貸借契約に基づく借り上げ料と、同期間に必要となりますトナー代等の維持費からの使用料でございます。今回のものについては機器の購入ではございません。

以上であります。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 再質問をさせていただきます。

まず最初に、11ページの自治会振興費のところですけども、町長の説明でも、地域自治会振興交付金による自治会集会所の修繕費を計上したという説明が、最初に提案理由のところでしたんですけども、ただいま、地元の負担2分の1、あ、町が補助率2分の1とか3分の2とか地元負担が2分の1とか、いろいろ各地区の状況を聞いたんですけども、これらの、今さっと金額は出せませんが、負担金では74万円ですかね、が歳入のところに出ていますけれども、74万2,000円出ていますけれども、地元が所有のものについては負担金は出てこないわけで、かなりの支出、出費になると思うんです。それが、町長が言われたように、地域自治振興交付金ですか、これを全部充てての計画なのかどうか、その点確認しているかどうか伺います。

それから、最後に追加でお聞きしたところなんですけれども、学校給食費の施設費16万3,000円、債務負担行為で出ているのは平成24年から28年までの5年間で82万円というふうに出ています。リース料がもし82万円で5年間で払っていくとしたら、今回計上されたものは、中澤課長が言われたように、今年度分のトナー代とか、要するに借り上げ料、債務負担行為というか、リース代の中に、債務負担行為は82万円だけれども、借り上げ料はもっと、今回計上した分も入ってもっと高いのか、トナー代が幾らなのか、借り上げ料9万1,000円ですか、この分が82万円にプラスされるのかどうか、リース代に入るのかどうか、そのところを。当初のリース代は14万で、複写機、借り上げ料14万というふうに当初予算で出ているんですけども、今回9万1,000円増額計上されているものですから、一体、5年間のリース料は82万円だけれども、今回新規に購入するというか、ものの購入費、リース料ですね、が幾らなのかというのをもう一度確認させていただきます。

○議長（板谷 信君） 総務課長。

○総務課長（柴田光章君） コミュニティー施設関係の質問でございますけれども、それこそ自治会振興交付金の事業を今年度各地区で行っていただいておりますけれども、各地区とも交付金事業を検討する中で、コミュニティー関係の整備というような、あわせて計画されているというように伺っておりますので、最終的に全部の申請が出てきませんと、正確な確認はとれませんけれども、交付金事業とセットでというように解釈しております。

○議長（板谷 信君） 教育総務課長、債務負担行為と予算の部分、明快な説明をお願いします。

○教育総務課長（中澤莊也君） 債務負担行為については、5年間の82万円でございます、

新たに新しくリースをするに当たって、今年度16万3,000円の経費が生じますので、合計で96万3,000円ということで御理解いただきたいと思います。

以上であります。

○議長（板谷 信君） 副町長。

○副町長（小坂泰夫君） ちょっと今の答弁わかりにくかったかと思いますので、ちょっとさせていただきますと、今年度の借り上げ及び使用の部分ですけれども、これは9万720円が借り上げ料です。そのほかの複写機の使用料が、トナーとかありますけれども、これが予算上7万2,000円となります。これが今回お願いする部分でありまして、複写機の借り上げ料は、説明にもありましたように23年から28年の間で借り上げを行っていくんですけれども、この借り上げの総額が90万7,200円、本年度が9万720円ですので、残りの81万6,480円、相殺しまして82万円が債務負担ということになりますので、御理解ください。

○議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。9番、市川君。

○9番（市川昌美君） 関連で、全協でもちょっと質問したんですけれども、交付金の問題で、物品が突然来たというのがあるんだけれども、そうすると交付金の性格とは全く違うもので、しかもこれは申請による物品の交付なのか、その辺ちょっと教えていただきたいんですが。寺馬区です。50インチのテレビとテントと、それから長机、それは部落からの申請なのか。物品が来たという話を聞いたもんですから。そうすると、交付金の性格とはちょっと違うではないかなという感じしますけれども。

○議長（板谷 信君） 副町長。

○副町長（小坂泰夫君） 各自治会からの申請状況というのも、私、今手元にございませぬけれども、あくまでも自治会が申請をしていただいて、自治会の事業として行っていただきます。その部分、中の一部で、先ほどの消防施設等は町のほかの補助金制度がありますんで、その補助金制度の中の地元負担分に充当していただくということはありますけれども、それ以外の、そのような制度に当たらないものについては、自治会が事業として行っていただいて、それについて申請をしていただき、交付金を後ほど交付するというシステムになっておりますので、物品を現物支給するというような事例はないというふうに御理解いただきたいと思います。

○議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第29号、平成23年度川根本町一般会計補正予算、第3号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(板谷 信君) 起立全員です。

したがって、議案第29号、平成23年度川根本町一般会計補正予算、第3号は、原案のとおり可決されました。



◎日程第9 議案第30号 平成23年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

○議長(板谷 信君) 日程第9、議案第30号、平成23年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算、第1号を議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(佐藤公敏君) 議案第30号、平成23年度川根本町介護保険事業補正予算、第1号の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,100万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億7,380万3,000円としたいものであります。これは、前年度の介護保険事業の実績に基づき、国庫支出金、県支出金、支払基金交付金及び一般会計繰入金についての精算です。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

事項別明細の介護4ページをごらんください。

第7款諸支出金、第1項繰出金は109万5,000円の増額です。前年度の実績に基づく一般会計繰入金の精算です。

第2項償還金及び還付加算金は990万8,000円の増額です。これは、前年度の介護給付費及び地域支援事業分の交付額が所要額に対して超過となった国庫支出金、県支出金及び支払基金交付金をそれぞれ返還するためのものです。

続きまして、歳入について説明いたします。

事項別明細の介護3ページをごらんください。

第7款繰入金、第2項積立基金繰入金は711万5,000円の増額です。返還金等の財源として基金を取り崩すものであります。

第8款繰越金、第1項繰越金は388万8,000円の増額です。前年度歳計剰余金です。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(板谷 信君) 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑ありませんか。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

4ページの歳出7款1項1目一般会計繰出金109万5,000円や、7款2項2目の国県支出金返還金909万8,000円など、前年度の実績に基づく精算の返還ということですが、当然当初予算で前年度立てた利用状況が、給付が少なかったために返還、予算の額よりは少なかったために見積もっていた国や県から入ってくるだろう、一般会計も出さなければいけないだろうと見積もった額が多くなって返還をするということになるのではないかと思います。この増減については、詳しいことはこれから決算審査を行うわけですので、そちらで詳しく説明をいただくとして、この場では、こういう町が予測した給付、いわゆる利用状況がそこまで伸びなくて、予定した負担割合に基づく国や県、一般会計の繰出金への返還が生じたとすれば、利用状況が町の予測よりは低かったということになるのではないかなということをお私にはちょっと心配しまして、そういうふうになっているかどうかかわからないんですけれども心配しまして、その現象がよく新聞などでも報道されますけれども、所得が低い人ほど要介護認定されても、それをなかなか利用できないという状況が起きていると。1割の自己負担がさらに発生するものですから、そういう状況がもし当町でも起きて、想定した利用予測より利用が少なかったのかなと。お金がない人ほど我慢せざるを得ない状況が発生しているのかどうか、そういう点についてちょっと心配だもんですからお尋ねいたします。

○議長（板谷 信君） 福祉課長。

○福祉課長（西村 一君） それでは、質問にお答えさせていただきます。

低所得者ほど、利用したくても我慢して利用を抑えているのではないかと御指摘だと思いますけれども、地域包括支援センターとか居宅介護支援事業所の介護支援専門員の皆さんが、普通言われるところのケアマネジャーの皆さんが被保険者の皆さんお一人お一人の状況に合った介護サービス計画、ケアプランと言われるものなんですけれども作成していただいて、それぞれ御本人に合ったサービスを提供していると考えております。

○議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第30号、平成23年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算、第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(板谷 信君) 起立全員です。

したがって、議案第30号、平成23年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算、第1号は、原案のとおり可決されました。



◎日程第10 議案第31号 平成23年度川根本町いやしの里診療所
事業特別会計補正予算(第2号)

○議長(板谷 信君) 日程第10、議案第31号、平成23年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算、第2号を議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(佐藤公敏君) 議案第31号、平成23年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算、第2号の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ793万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,125万8,000円としたいものであります。これは、現在いやしの里診療所は常勤医師が不在のため、月曜、水曜、金曜日の週3日を島田市民病院、県立総合病院、診療所管理者により運営しておりましたが、その運営に係る経費について補正をするものです。

それでは、事項別明細書により歳出から説明をさせていただきます。

事項別明細の診療所4ページをごらんください。

第1款総務費、第1項施設管理費は793万2,000円の増額です。これは、県立総合病院医師、管理者分の賃金、島田市民病院などの医師派遣業務委託料及び県立総合・島田市民病院医師送迎のタクシー使用料を補正するものです。

続きまして、歳入について説明いたします。

事項別明細の診療所3ページをごらんください。

第3款繰入金、第1項一般会計繰入金は793万2,000円の増額です。これは、今回の補正に係る経費を繰り入れるものです。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(板谷 信君) 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

○10番(鈴木多津枝君) 10番、鈴木です。

いやしの里診療所特別会計ですけれども、4ページの1款、1項、1目歳出の一般管理費で793万2,000円増額になっています。これは、竹内先生がおやめになられて、県立総合病院

や島田市民病院から医師を派遣して継続してきている。または高木先生も交代で診療に当たっていただいているというお医者さんへの支払いを事務職員の賃金や医師からの報酬などを流用してやってきたのを、今後の費用をきちんと確保したいということで補正予算を計上したという説明をいただきましたけれども、報酬というのは、竹内先生はもう既に4月にはおられなかったわけですので、1年分とってあるわけですね、千四百何十万という。その部分が浮くという大変ですけども、流用してきたわけですから、当然今回計上されたのは、これからの分ではないかと。今まで流用した分の穴埋めはする必要はないんじゃないか。あるいは、もし穴埋めするとすれば、そちらの方の減額が出て当然ではないかと思うんですけども、その点どうでしょうか。

○議長（板谷 信君） 生活健康課長。

○生活健康課長（栗原 卓君） 6月の議会におきまして、広告掲載の補正予算をつけていただきましたので、現在、日本医事新報の雑誌とインターネットのウェブ版、9月3日号ですけども、掲載しております。それから、静岡県の医師会報9月号に掲載し、また町のホームページに9月から掲載しております。それで今医師の募集をしております。これから応募がありまして御承認いただいた場合には報酬で支払いをしたいと考えておりますので、報酬をそのまま残してあります。

以上です。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 報酬を残しているのはいいんですけども、1年分残す必要はないんじゃないですか。もう既に半年過ぎたわけですから。9月まで半年まではたっていないんですけども、過ぎた分の報酬は結局要らなくなるんじゃないですか。

○議長（板谷 信君） 800万補正した理由の部分のところ、もう少し説明しないと。副町長。

○副町長（小坂泰夫君） 竹内先生がおやめになって、こういう変則的な状況になったわけにありますけれども、報酬というものは、自治法上というんですか、給与等と同じように他の節に流用できないという状況がございます。報酬は報酬としてのお支払いと、医師報酬としてのお支払いということがあるわけですけども、先ほどの御質問の中にもありましたように、賃金は何を賃金に充てるかということを行いますと、今の変則的な対応の状況の中で、例えば県立総合病院の派遣医師に対する賃金、これが120万ほど、121万5,000円。それから、管理者でありました、今までは高木先生がお務めいただいたわけにありますけれども、これから、まだ変則的な状況になる場合も想定されますけれども、その場合の賃金が275万円、それから、そのほか臨時の職員等が拡充する場合があるものですから、26万5,000円と、こういう中で423万円の賃金を増額させていただきたいというものであります。

それから、委託料につきましては、医師派遣業務ということで、島田市民病院からの先生についての派遣業務という形で255万円ということを計上させていただきました。

あと、14節については、先生方について安全を期するためにタクシーでの送迎ということ

になりますので、その金額が120万円ということになります。これは、あくまでも医師が確保できれば、その報酬からお支払いしていくと、今後そういう体制にはなるかと思うですけども、現行のような形で変則形が継続される場合には、このような賃金の形態も支出が想定されますので、今後のためにこの予算を計上させていただきたいというものであります。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 報酬を流用できないという自治法があるということで、報酬の流用はしていないですかね。ちょっと昨日聞いた限りでは、今、副町長が言われた説明も大体大まかに合っているんですけども、島田のお医者さんの派遣ですか、50回分ぐらいとっているとあるんですね。管理者賃金だから、これは、50回……。

○議長（板谷 信君） 10番議員、ひとり言なのか、質問なのか、しっかりするように。

○10番（鈴木多津枝君） 管理者賃金を50回分とっていたり、今、副町長、回数とかを言われなかったもんですから、聞いている人にはわからないと思うんですけども、もう既に使っていた分の回数が今回の予算に入っているのではないかとと思われるんです。その部分でどこかのお金を流用しているわけです。流用というか、賃金なら賃金に、当初予算に上げた分を使って、これからの分が余分に使ったから足りなくなるよということで、報酬で払わなくて賃金で払ったから、賃金の方で増額するということはわかるんですね。だけど、その場合、報酬は流用できなくても、もう既に8月まで5カ月、9月も入れると6カ月、半年近い、もう報酬支払いがなかったわけですよ、現実には。そうすると、その部分は、これからは報酬で支払うお医者さんが確保できる可能性もあるとしても、これまでの分は、もう報酬で支払っていないわけですので、すべて賃金とか何か、ほかのところで派遣のお医者さんには手当をしていたわけですので、報酬そのものを使うということは、もう過ぎた部分はないのではないかと。

ですから、今回増額をするのはいいんですけども、その一方で報酬の減額もあっていいんじゃないかということをお聞きしたんです。

○議長（板谷 信君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時42分

○議長（板谷 信君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

答弁をお願いします。副町長。

○副町長（小坂泰夫君） それでは、お答えをさせていただきます。

まず最初に、先ほど私がお答えしました件について、ちょっと訂正をさせていただきたい。それは、自治法上の規定があると申し上げましたが、私、あの、2節、3節、4節の件

費についての法的規制がございますけれども、1節の報酬については、調べてきました結果、その規制はございませんので、流用は可能であるということで訂正をさせていただきたいと思えます。

なお、今回の予算計上につきましては、いやしの里診療所の医師について、このような状況の中で不在にあるという中において、医師不在にあって、この流用状況、緊急対応の中で流用をしておるんですけれども、このような状況が根拠立てが薄いということの中で、現状の体制が継続されるに当たっては予算を明確化して、その対応をしていきたいというものでさせていただきたいものであります。

なお、当然医師が確定してまいりますれば、その状況の制度報酬等も精査をしていくと。これは、次の医師の報酬等の契約等、これらも交わされた中で精査されるということがありますので、その点で御理解いただきたいと思えます。

○10番（鈴木多津枝君） 答弁漏れですよ。

○議長（板谷 信君） もうちょっと補足して。許可するで。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 1,400万何がしの報酬を年度当初にとったわけですよ。その、もう半年近くたって、そのことについて減額をしない、もう使えないわけだから、流用予算にとってあるのかどうか。減額しない理由は何なのか。

○議長（板谷 信君） 副町長。

○副町長（小坂泰夫君） 今、少しお答えの方させていただいたところでもあるんですけども、要は、例えば流用、当然流用等はなくなってきましたけれども、次の医師の確定がされないという中において、その減額根拠というのも薄いのではないかという中で、当然4月から8月の間の中では117万3,000円の現在流用がされております。これから8月分の一部についての流用等もありますけれども、そういう部分については状況、当初の1,480万5,000円の部分を流用という根拠立てはあるとは思いますが、次に、9月から医師募集等も行うわけですが、次の医師募集を行って、医師の報酬等の契約、これがなされた段階で精査をしたいというものでお願いするものであります。

○議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第31号、平成23年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算、第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(板谷 信君) 起立全員です。

したがって、議案第31号、平成23年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算、第2号は、原案のとおり可決されました。



◎日程第11 認定第1号 平成22年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定について

◎日程第12 認定第2号 平成22年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第13 認定第3号 平成22年度川根本町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第14 認定第4号 平成22年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第15 認定第5号 平成22年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第16 認定第6号 平成22年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第17 認定第7号 平成22年度川根本町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第18 認定第8号 平成22年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長(板谷 信君) 日程第11、認定第1号、平成22年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第18、認定第8号、平成22年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでを一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。会計管理者兼出納室長。

○会計管理者兼出納室長(鈴木一男君) それでは、認定第1号から認定第8号まで一括御説明いたします。

本案は、地方自治法第233条第3項の規定により、平成22年度川根本町一般会計並びに各特別会計の認定をお願いするものであります。

まず、平成22年度川根本町一般会計歳入歳出決算の概要につきまして御説明いたします。決算書の一般1ページをごらんください。

歳入です。

1 款町税は、収入済額13億7,537万6,000円で、前年度対比2,012万5,000円、1.5%の増となりました。町民税の増が主なものです。不納欠損額は449万7,000円、収入未済額は5,792万1,000円であります。

2 款地方譲与税は、収入済額6,121万5,000円で、前年度対比186万5,000円、3%の減となりました。

3 款利子割交付金は、収入済額292万4,000円で、前年度対比34万6,000円、10.6%の減となりました。

4 款配当割交付金は、収入済額132万4,000円で、前年度対比23万6,000円、21.7%の増となりました。

5 款株式等譲渡所得割交付金は、収入済額48万7,000円で、前年度対比11万4,000円、19%の減となりました。

6 款地方消費税交付金は、収入済額8,518万1,000円で、前年度対比14万7,000円、0.2%の減となりました。

7 款自動車取得税交付金は、収入済額2,064万円で、前年度対比333万9,000円、13.9%の減となりました。

8 款地方特例交付金は、収入済額1,898万5,000円で、前年度対比221万3,000円、13.2%の増となりました。

9 款地方交付税は、収入済額27億4,234万6,000円で、前年度対比1億3,687万円、5.3%の増となりました。

10 款交通安全対策特別交付金は、収入済額142万6,000円で、前年度対比2万4,000円、1.7%の減となりました。

11 款分担金及び負担金は、収入済額が3,175万4,000円で、前年度対比1万3,000円、0.1%の増となりました。児童福祉費負担金で、収入未済額が169万4,000円あります。

12 款使用料及び手数料は、収入済額6,275万9,000円で、前年度対比312万2,000円、4.7%の減となりました。住宅使用料で、収入未済額が194万6,000円あります。

13 款国庫支出金は、収入済額5億4,546万円で、国庫負担金は73.1%の増となりましたが、前年度対比2億9,579万円、35.2%の減となりました。

14 款県支出金は、収入済額3億9,558万3,000円で、前年度対比2億5,231万7,000円、38.9%の減となりました。県補助金等の減によるものです。

15 款財産収入は、収入済額4,009万5,000円で、前年度対比394万9,000円、10.9%の増となりました。不納欠損額が37万2,000円あります。

16 款寄附金は、収入済額82万2,000円で、前年度対比43万2,000円、110%の増となりました。

17 款繰入金は、収入済額3,074万3,000円で、前年度対比668万8,000円で、17.9%の減とな

りました。

18款繰越金は、収入済額 6 億7,229万9,000円で、前年度対比 5 億131万9,000円、293%の増となりました。

19款諸収入は、収入済額 1 億2,285万4,000円で、前年度対比978万9,000円、7.4%の減となりました。収入未済額が175万7,000円となっております。

20款町債は、収入済額6,740万円で、前年度対比 3 億1,950万円、82.6%の減となりました。臨時財政対策債等の減によるものです。

歳入合計62億7,967万7,000円で、前年度対比 2 億2,788万6,000円、3.5%の減となりました。不納欠損額が486万9,000円、収入未済額が6,332万円であります。

続いて、歳出を御説明いたします。

3 ページをごらんください。

1 款議会費は、支出済額6,194万4,000円で、前年度対比227万円、3.6%の減となりました。

2 款総務費は、支出済額13億2,359万9,000円で、前年度対比 2 億484万8,000円、18.3%の増となりました。総務管理費等が主なものであります。

3 款民生費は、支出済額10億3,130万4,000円で、前年度対比2,134万5,000円、2.1%の増となりました。児童福祉費等が主なものであります。

4 款衛生費は、支出済額 5 億5,006万9,000円で、前年度対比2,105万円、3.7%の減となりました。保健衛生費及び清掃費であります。

5 款労働費は、支出済額184万円で、前年度対比 2 万5,000円、1.3%の減となりました。

6 款農林水産業費は、支出済額 4 億9,113万1,000円で、前年度対比 2 億3,037万3,000円、31.9%の減となりました。森林林業交付金事業の減が主な要因です。

7 款商工費は、支出済額 3 億3,492万4,000円で、前年度対比6,370万5,000円、23.5%の増となりました。温泉事業特別会計繰出金が主なものです。

8 款土木費は、支出済額 3 億217万6,000円で、前年度対比7,959万8,000円、35.8%の増となりました。住宅費等が主なものです。

9 款消防費は、支出済額 3 億3,222万6,000円で、前年度対比5,656万2,000円、20.5%の増となりました。

10款教育費は、支出済額 4 億8,258万8,000円で、前年度対比8,839万7,000円、15.4%の減となりました。社会教育費、小学校費が主なものです。

11款災害復旧費は、支出済額7,121万円で、前年度対比2,166万7,000円、43.7%の増となりました。

12款公債費は、支出済額 8 億4,851万8,000円で、前年度対比 1 億978万9,000円、11.5%の減となりました。

13款予備費の支出はありませんでした。

歳出合計58億3,108万5,000円、前年度対比417万9,000円、0.1%の減となりました。翌年

度繰越額 2 億3,981万6,000円、不用額は 2 億9,832万5,000円であります。

歳入歳出差引残額は 4 億4,859万2,000円でありました。

次に、平成22年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして概要を御説明いたします。

決算書国保 1 ページからごらんください。

歳入です。

1 款国民健康保険税は、収入済額 1 億6,766万2,000円で、前年度対比850万8,000円、4.8%の減となりました。不納欠損額219万2,000円、収入未済額3,418万9,000円であります。

2 款使用料及び手数料は、収入済額 8 万8,000円で、前年度対比1,000円、1.1%の増となりました。

3 款国庫支出金は、収入済額 1 億9,713万1,000円で、前年度対比180万4,000円、0.9%の減となりました。国庫負担金及び国庫補助金であります。

4 款療養給付費交付金は、収入済額3,985万2,000円で、前年度対比971万5,000円、19.6%の減となりました。

5 款前期高齢者交付金は、収入済額 2 億7,474万3,000円で、前年度対比1,543万5,000円、5.3%の減でありました。

6 款県支出金は、収入済額4,589万7,000円で、前年度対比18万3,000円、0.4%の増となりました。

7 款共同事業交付金は、収入済額8,938万円で、前年度対比1,024万6,000円、12.9%の増となりました。

8 款財産収入は、収入済額14万9,000円で、前年度対比19万1,000円、56.2%の減となりました。

9 款繰入金は、収入済額8,374万7,000円で、前年度対比2,065万円、32.7%の増となりました。一般会計繰入金、基金繰入金であります。

10 款繰越金は、収入済額 1 億106万4,000円で、前年度対比3,072万7,000円、23.3%の減となりました。

11 款諸収入は、収入済額37万5,000円で、前年度対比149万8,000円、80%の減となりました。延滞金加算金、雑入等が減であります。

歳入合計10億 9 万2,000円、前年度対比3,679万9,000円、3.6%の減となりました。不納欠損額219万2,000円、収入未済額3,418万9,000円であります。

次に、歳出について御説明いたします。

1 款総務費は、支出済額2,585万1,000円で、前年度対比102万円、4.1%の増となりました。

2 款保険給付費は、支出済額 6 億1,469万5,000円で、前年度対比668万6,000円、1.1%の増となりました。

3 項移送費の支出はございませんでした。

3 款後期高齢者支援金は、支出済額 1 億 389 万 5,000 円であり、前年度対比 1,852 万円、15.1%の減となりました。

4 款前期高齢者納付金は、支出済額 18 万 3,000 円で、前年度対比 16 万 4,000 円、47.2%の減となりました。

5 款老人保健拠出金は、支出済額 357 万 9,000 円で、前年度対比 1,452 万円、80.2%の減となりました。

6 款介護納付金は、支出済額 4,655 万 7,000 円で、前年度対比 62 万 8,000 円、1.4%の増となりました。

7 款共同事業拠出金は、支出済額 9,598 万 7,000 円で、前年度対比 314 万 2,000 円、3.4%の増となりました。

8 款保健事業費は、支出済額 1,023 万 4,000 円で、前年度対比 87 万円、7.8%の減となりました。

9 款基金積立金は 521 万 6,000 円で、前年度対比 487 万 5,000 円の増となりました。

10 款公債費は支出がありませんでした。

11 款諸支出金は、支出済額 307 万 9,000 円で、前年度対比 882 万 6,000 円、74.1%の減となりました。

12 款予備費の支出はありませんでしたが、1 万 1,000 円の流用をいたしました。

歳出合計 9 億 927 万 9,000 円で、前年度対比 2,654 万 8,000 円、2.8%の減となりました。不用額 8,015 万 2,000 円であります。歳入歳出差引額は 9,081 万 2,000 円であります。

次に、平成 22 年度川根本町老人保健特別会計歳入歳出決算につきまして概要を説明いたします。

決算書老保 1 ページをごらんください。

なお、老人保健特別会計は平成 22 年度をもって終了となります。

それでは、歳入です。

1 款支払基金交付金は、収入済額 2,000 万円で、前年度対比 67 万 1,000 円、99.7%の減となりました。

2 款国庫支出金の収入額はございませんでした。

3 款県支出金の収入額もございませんでした。

4 款繰入金は、収入済額 94 万 3,000 円で、前年度対比 26 万 7,000 円、39.7%の増となりました。これは一般会計からの繰入金であります。

5 款繰越金はありませんでした。

6 款諸収入は、収入済額 300 円で、前年度対比 164 万円、100%の減となりました。

歳入合計 94 万 6,000 円で、前年度対比 530 万 9,000 円、89.1%の減となりました。

次に、歳出を御説明いたします。

1 款医療諸費は、支出済額 3,000 円で、前年度対比 134 万 5,000 円、99.7%の減となりまし

た。

2 款諸支出金は、支出済額94万2,000円で、前年度対比366万3,000円、79.5%の減となりました。

歳出合計は94万6,000円で、前年度対比500万9,000円、84.1%の減となりました。不用額は142万2,000円であります。

歳入歳出差引額はゼロ円であります。

次に、平成22年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計につきまして概要を説明いたします。

後期高齢者医療 1 ページをごらんください。

歳入です。

1 款後期高齢者医療保険料は、収入済額7,632万1,000円で、前年度対比223万8,000円、3%の増でした。収入未済額は122万5,000円であります。

2 款使用料及び手数料は、収入済額5,000円、前年度対比1万4,000円、71.2%の減となりました。

3 款繰入金は、収入済額2,678万3,000円で、前年度対比222万9,000円、9.1%の増となりました。

4 款諸収入は、収入済額1万4,000円で、前年度対比8,000円、138%の増となりました。

5 款繰越金は、収入済額3万8,000円で、前年度対比4万7,000円、55.4%の減となりました。

歳入合計1億316万2,000円、前年度対比441万4,000円、4.5%の増であります。

続きまして、歳出であります。

1 款後期高齢者医療広域連合納付金は、支出済額1億305万8,000円で、前年度対比437万1,000円、4.4%の増となりました。

2 款諸支出金は、支出済額6,000円であります。前年度対比1万6,000円、71.1%の減となりました。

歳出合計1億306万5,000円、前年度対比435万5,000円、4.4%の増となり、不用額は1,017万8,000円であります。

歳入歳出差引額は9万7,000円であります。

次に、平成22年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして概要を説明いたします。

決算書介護 1 ページをごらんください。

歳入です。

1 款保険料は、収入済額1億4,542万6,000円で、前年度対比367万7,000円、2.5%の減となりました。不納欠損額1万5,000円、収入未済額が309万3,000円であります。

2 款使用料及び手数料は、収入済額1万8,000円で、前年度対比6,000円、26.6%の減とな

りました。

3款国庫支出金は、収入済額2億6,224万3,000円で、前年度対比928万2,000円、3.7%の増となりました。

4款支払基金交付金は、収入済額2億8,346万5,000円で、前年度対比69万3,000円、0.2%の増となりました。

5款県支出金は、収入済額1億4,572万9,000円で、前年度対比159万7,000円、1.1%の減となりました。

6款財産収入は、収入済額5万6,000円で、前年度対比3万7,000円、39.9%の減となりました。

7款繰入金は、収入済額1億5,613万7,000円で、前年度対比520万9,000円、3.4%の増となりました。

8款繰越金は、収入済額1,721万6,000円で、前年度対比1,660万6,000円の増となりました。

9款諸収入は、収入済額8万9,000円で、前年度対比8万5,000円、4.2%の増となりました。

歳入合計は10億1,038万2,000円で、前年度対比2,647万4,000円、2.7%の増となりました。不納欠損額1万5,000円で、収入未済額309万3,000円であります。

続きまして、歳出です。

1款総務費は、支出済額3,214万3,000円で、前年度対比146万9,000円、4.8%の増となりました。

2款保険給付費は、支出済額9億3,795万5,000円で、前年度対比2,704万8,000円、3%の増となりました。介護サービス等諸費などであります。

3款財政安定化基金繰出金の支出はありませんでした。

4款基金積立金は、支出済額5万6,000円で、前年度対比3万7,000円、39.9%の減となりました。

5款地域支援事業費は、支出済額2,262万円で、前年度対比70万円、3.2%の増となりました。

6款公債費の支出はありませんでした。

7款諸支出金は、支出済額1,371万5,000円で、前年度対比1,061万9,000円、343%の増となりました。

歳出合計10億649万2,000円で、前年度対比3,980万1,000円、4.1%の増となりました。不用額1,940万7,000円であります。

歳入歳出差引額は388万9,000円であります。

次に、平成22年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の概要を説明いたします。

決算書簡水1ページをごらんください。

歳入です。

1 款分担金及び負担金は、収入済額52万円で、前年度対比15万円、40.5%の増となりました。

2 款使用料及び手数料は、収入済額 1 億1,795万1,000円で、前年度対比110万1,000円、0.9%の減となりました。不納欠損額 9 万4,000円、収入未済額が948万6,000円でありました。

3 款国庫支出金は、収入済額1,320万5,000円であります。

4 款県支出金の収入額はありませんでした。

5 款財産収入は、収入済額95万7,000円で、前年度対比 1 万6,000円、1.7%の減となりました。

6 款繰入金は、収入済額 1 億3,506万5,000円で、前年度対比2,723万9,000円、25.3%の増となりました。一般会計繰入金及び基金繰入金であります。

7 款繰越金は、収入済額601万9,000円で、前年度対比517万6,000円、613%の増となりました。

8 款諸収入は、収入済額220万2,000円で、前年度対比71万円、47.6%の増となりました。

9 款町債は、収入済額5,800万円であります。

歳入合計 3 億3,392万2,000円で、前年度対比 1 億336万2,000円、44.8%の増で、不納欠損額 9 万4,000円、収入未済額948万6,000円となりました。

次に、歳出です。

1 款総務費は、支出済額3,395万6,000円で、前年度対比291万3,000円、9.4%の増となりました。

2 款水道事業費は、支出済額 1 億6,150万3,000円で、前年度対比9,896万1,000円、158%の増となりました。

3 款公債費は、支出済額 1 億3,149万8,000円で、前年度対比54万3,000円、0.4%の増となりました。

4 款予備費の支出はありませんが、62万1,000円の流用をいたしました。

歳出合計 3 億2,695万8,000円で、前年度対比 1 億241万8,000円、45.6%の増となりました。翌年度繰越額は440万円、不用額は725万5,000円であります。

歳入歳出差引額は696万4,000円であります。

次に、平成22年度川根本町温泉事業特別会計歳入歳出決算の概要を説明いたします。

決算書温泉 1 ページをごらんください。

歳入です。

1 款使用料及び手数料は、収入済額379万3,000円で、前年度対比34万円、8.2%の減となりました。収入未済額が140万8,000円あります。

2 款財産収入は、収入済額5,000円で、前年度対比6,000円、54.3%の減となりました。

3 款繰入金は、収入済額8,885万8,000円で、前年度対比7,400万8,000円、498%の増となりました。一般会計繰入金であります。

4 款繰越金は、収入済額10万円で、前年度対比11万2,000円、52.8%の減となりました。

5 款諸収入は、収入済額1,000円であります。

歳入合計9,275万9,000円で、前年度対比7,355万円、382%の増となりました。収入未済額140万8,000円であります。

次に、歳出です。

1 款総務費は、支出済額796万7,000円で、前年度対比71万5,000円、8.2%の減となりました。

2 款温泉事業費は、支出済額5,586万2,000円で、前年度対比4,544万8,000円、436%の増となりました。

3 款基金管理費は、支出済額5,000円で、前年度対比6,000円、54.3%の減となりました。

4 款予備費は支出がありませんでした。

歳出合計6,383万4,000円で、前年度対比4,472万6,000円、234%の増となりました。翌年度繰越額は2,870万円、不用額414万3,000円でありました。

歳入歳出差引額は2,892万4,000円であります。

次に、平成22年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算の概要を説明いたします。

決算書診療所 1 ページをごらんください。

歳入です。

1 款診療収入は、収入済額2,960万7,000円で、前年度対比806万1,000円、21.4%の減となりました。外来収入等であります。

2 款使用料及び手数料は、収入済額17万4,000円で、前年度対比8,000円、5.1%の増となりました。

3 款繰入金は、収入済額80万円であります。

4 款繰越金は、収入済額335万9,000円で、前年度対比334万6,000円の増となりました。

5 款諸収入は100円であります。

歳入合計3,394万円、前年度対比390万5,000円、10.3%の減でありました。

次に、歳出です。

1 款総務費は、支出済額2,972万6,000円で、前年度対比89万円、3.1%の増となりました。

2 款医業費は、支出済額415万1,000円で、前年度対比150万円、26.6%の減となりました。

3 款諸支出金の支出はありませんでした。

4 款予備費も支出がありませんでした。

歳出合計3,387万7,000円で、前年度対比60万9,000円、1.8%の減でした。不用額は791万6,000円でありました。

歳入歳出差引額は6万3,000円であります。

以上、簡単に決算の概要を説明申し上げます。よろしく御審議くださいますようお願い

いたします。

○議長（板谷 信君） 次に、平成22年度一般会計及び特別会計の決算審査の結果について、代表監査委員から御報告をいただきたいと思います。代表監査委員、柳原義六君。

○代表監査委員（柳原義六君） 平成22年度一般会計及び特別会計の決算審査について御報告をいたします。

審査期日は、7月25日から29日の5日間で、本町役場第一会議室において関係課長及び担当者の出席を求め、森監査委員様と審査を行いました。なお、現地調査も最終日に行いました。

総括、総合的な意見としまして3点でございますが、町税及び国保税の収入はもちろんのこと、使用料、手数料、分担金、負担金等の収入確保に万全を期していただきたいということです。

2つ目は、町債の発行、今年度は少なかったわけですが、債務負担行為等による事務事業の執行に当たっては、町財政の現況と将来の動向を見きわめながら有効かつ適切な運用を期していただきたいということです。

それから、3つ目が事務事業の見直しということで、事務の改善、合理化、効率化を積極的に進める一方、需用費の節減に努めていただきたいということです。

総体的に、平成22年度決算について事業完遂と経費節減を評価いたしますが、今後ますます増大する行政需要、あるいは町民ニーズの多様化に対応するため、各課、課内も含めてですが、連携を密にして行政推進を図るとともに、特別会計を含め12億円余の人件費負担があると。過去5年間毎年減少はしておりますが、人件費コストを意識し、職員の資質の向上、行政事務処理の効率化を推進されたい。

歳入において、滞納繰越分を除けば、町税をはじめ使用料等、高い収納率であると。なお、事業実施に当たっては、国県補助金及び町債等、有利な特定財源の確保に努力され、歳入の安定を図られたことに敬意を表しております。しかし、一般会計、特別会計の収入未済額が1億1,272万3,000円、前年比293万5,000円の増と、毎年増加累積されているという状況です。また、不納欠損額は720万4,000円、前年比372万1,000円の増と増加しております。滞納繰越分の町税及び使用料等の徴収、整理について特段の努力を強く要望いたします。

また、一般会計からの7特別会計への繰出金は4億5,900万円で、前年比1億2,700万円増加した。今後、義務的経費はますます増加することが予想されますので、行財政改革を含め、今後の財政運営には格段の配慮をされたい。

なお、担当者より提出された決算資料は、誠に当を得たものであり、5日間という限られた審査期間に有効な審査ができたことをつけ加えて総括いたします。

なお、詳細につきましては、さきに提出いたしました決算審査意見書をもって報告とさせていただきます。

以上です。

○議長（板谷 信君） 御苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑は認定第1号から認定第8号まで、すべてについて総括的な内容で行います。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

簡単な説明ですし、参考資料も総括表しか、全体がわかることはありませんので、本当に正確な内容はこれからの決算審査によると思いますけれども、総括表によると、過去10年間で最少の起債額6,740万円、償還は10年間の平均額6億9,346万円より多い7億4,043万円、それから起債残高も10年間で最少の62億9,246万円ということで、最高だった19年度末の78億2,663万円よりも15億円余り少なくなっています。起債残高ですけれども。

一方、基金の残高は、34億2,377万円から39億7,646万円に4億円近く増えていて、当町の財政状況、ただいま厳しい監査委員の御指摘がありましたけれども、昨年度において言えば、合併後4年間杉山前町長が財政危機を訴えて縮小方針に徹したこともあって、むしろ昨年、金余りといえますか、今すぐやってもらいたいということは、町民の要望は山積みしているんですけれども、使い切れなかった、仕事をつくれなくて使い残してしまったという状況に私は見えるんですけれども、このような現象が起きた理由と、それから今後の方針、財政をどのように運用していく方針か。繰越金もたくさんありますので、その見通しを伺います。

それから、2点目ですけれども、町税の方を見ると、21年度より2,000万円ほど増えて、10年前よりは2億7,000万円ほど増えています。人口も減っている中で町税が増えているということで、基幹産業と言われるお茶も林業も低迷が続いていますし、企業も、中堅クラスの企業が数社も倒産している、この近年の状況の中で、このような町税の増加の要因が何なのか。これも決算審査の中で詳しいことはわかるんだと思いますけれども、総括質疑の中で、行政の方は当然認識しておられると思いますので、お伺いします。

個人の所得を見ますと、年金生活者が増えている当町ですけれども、介護保険や後期高齢者保険制度が始まって新たな年金生活者への負担増も発生しています。多くの町民の方が、可処分所得が低下しているという、本当に痛切な声もたくさん寄せられているわけですけれども、今年度も国保税を6月議会で引き上げ、来年度からの介護保険料見直しでも、今年度、その見直し計画がつくられるわけですけれども、私は6月議会でも申し上げましたけれども、もう町民は、負担は限界だと。値上げを避けなければならないと私は主張していますけれども、町長の答弁では、値上げも避けられないというような、あの、支出に合わせてやるんだから値上げは避けられないような答弁もありました。一般会計のゆとりを町民負担の軽減に充てない限り、私はもう町民の負担は限界にきていると思うんですけれども、行政が幾ら元気あるまちづくりへの参加を町民に求めても、町民の元気回復は不可能ではないでしょうか。決算の結果を、どのように町民の暮らしを守り、これからのまちづくりに生かす考えか。このような余裕の決算、見せていただきまして、ぜひこの点をお聞きしたくて総括質問をいたします。

○議長（板谷 信君） 町長。

○町長（佐藤公敏君） 鈴木議員の御質問にお答えいたします。

1つは、18年度以降集中改革プラン、これに基づきまして行政改革を推進してきた、そのことによって経費の節減がかなり進んでいるということが1つには言えるというふうに思っています。それから、我が国の経済が大変落ち込んでまいりまして、そのような中で緊急経済対策の様々な交付金が交付されたということ、それらによって、町の、いわゆる一般財源の支出が節減できたということ、それらの効果があらわれているのかなというふうに思っております。

しかしながら、まだまだ地域の中には大変な分野もございますので、そういう中でももう少し積極的に事業展開をしてもいいのではないかと鈴木議員の言葉には耳をかしていかなければいけない部分もあるというふうに思っております。

それから、そういう状況の中で個別に見てまいりますと、いろんな状況がございますので、大変厳しい事業経営なり農家経営、あるいは生活をされていらっしゃる方もいらっしゃいますので、そういうところにも光が当たるような、そういう施策も展開していかなければいけないだろうというふうに思っています。

個々については、これからの特別委員会の審査の中で、また検討していただくということになりますけれども、町としては、住民あつての町だというふうに思っていますので、そういう認識で今後とも進めていかなければいけないというふうに思っています。よろしく願います。

○議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。9番、市川君。

○9番（市川昌美君） 大したことではないですけれども、税の徴収方法で、私、気になったことが1つありまして、要するに国民健康保険のいわゆる前納部分というか、4月から7月まで、これが一応することになっておりますけれども、それが徴収されていなくて、8月の調整で後期の徴収の中へ含まれておりますけれども、それは一月分の徴収額が大きくなっちゃって、本当に住民にとっちゃ大変だなという感じがするんですけれども、その点はどのような規則になっておりますか。

○議長（板谷 信君） ここでは総括的な質疑ということになっていきますし、遅れている部分って23年の話ですか、22年の話ですか。22年の話なら採用しますけれども。答弁、それでは願います、あれば。副町長。

○副町長（小坂泰夫君） ただいまの御質問は、国民健康保険の仮算定、旧制度というんですか、の中にある仮算定が現在行われていないということに対する御質問かと思っておりますけれども、以前は仮算定といい、本算定前の仮算定期間がございましたけれども、仮算定におきましても、例えば前年度の税を継承するというんですか、最終税を継承するとか、そういうようなところ、新年度の税が確定した段階において大きく変化すると。いろいろな問題もございまして、現在では仮算定をせず本算定から、あと分割の納付という形になっております

ので、司法制度等いろいろな御意見もあるかと思えますけれども、現行そうなっておるとい
うことで御理解をいただきたいと思えます。

○議長（板谷 信君） ほかに質疑ありませんか。
（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

○議長（板谷 信君） お諮りします。

ただいま議題となっております認定第1号から認定第8号については、11人の委員で構成
する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思えます。御異議あ
りませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第8号については、11人の委員で構成する決算特別委員
会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

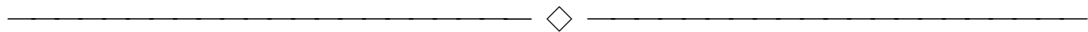
お諮りします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1
項の規定によって、議長を除く11人の議員を指名したいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、決算特別委員会の委員は、議長を除く11人の議員を選任することに決定しま
した。



◎散 会

○議長（板谷 信君） お諮りします。

特別委員会開催等の都合によって、9月7日から9月20日までの14日間休会としたいと思
います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、9月7日から9月20日までの14日間休会とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

散会 午前11時43分